

集団的自衛権で敵基地攻撃可能

政府は十七日の閣議で、敵基地攻撃能力に関して、他国を武力で守る集団的自衛権としても行使は可能だとする答弁書を決定した。岸田文雄首相は「これまでの国会審議で、自國への攻撃がない場合の反撃も認める憲法解釈を示し、「わが国の武力行使はその原則に基づいて対応する」と述べていた。

行使巡り政府答弁書

立憲民主党の長妻昭衆院議員は質問主意書で、政府が敵基地攻撃を可能とする「誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる」事態について、「攻撃が密接に関係する他国へのものであっても可能となるのか」とただした。これに対し、答弁書は「限定的な集団的自衛権の行使も含め、三要件の下で行われる自衛の措置としての武力の行使にもそのまま当てはある」とした。

これに関連し、岸信夫防衛相は同日の参院外交防衛委員会で、敵基地攻撃能力の保有検討について「今後とも日米の基本的な役割分担を変更しない」とを前提に議論していく」と述べ、米国の打撃力に依存した防衛体制を維持すると主張した。立憲の小西洋之氏は「役割分担を明確に実装は可能なのか」と、政府の説明に疑問を示した。